

沖縄総合事務局局長	163
同宮古海運事務所長	164
同八重山海運事務所長	165

第十三号様式中「海運監理部長を運輸監理部局長に改める。」
 地方運輸局海運支局長を運輸監理部海運支局長に改める。
 海運監理部海運支局長を運輸監理部海運支局長に改める。

(船員の最低賃金に関する省令の一部改正)

第二十三条 船員の最低賃金に関する省令(昭和三十四年運輸省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第八条第一項中「神戸海運監理部」を「神戸運輸監理部」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局」を「運輸支局又は海事事務所」に、「当該海運支局長を経由して申請書を提出しなければならない」を「当該運輸支局長又は海事事務所長を経由して申請書を提出することができる」に改める。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第二十四条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項及び第三項中「海運支局がある場合は、当該海運支局長を経由しなければならない」を「運輸支局長又は海事事務所長を経由してすることができる」に改め、同条第四項中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改め、同条第五項中「海運支局がある場合には、当該海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長を経由する場合には、当該運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

第十五条第三項中「及び海運支局長」を「運輸支局長及び海事事務所長」に改める。

第二十三条第五項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第三十三条の二の表検数人等の項中「神戸海運監理部」を「神戸運輸監理部」に改める。

別記様式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

(船員に関する中小企業退職金共済法施行規則の一部改正)

第二十五条 船員に関する中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第五条中「海運支局があるときは、その長を経由して提出しなければならない」を「運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる」に改める。

(自動車輸送統計調査規則の一部改正)

第二十六条 自動車輸送統計調査規則(昭和三十五年運輸省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改める。

第五条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第六条第一項中「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改め、同条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第二十七条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改める。